

特集論文

地域再生における社会的企業の社会的所有の意義

岩満 賢次

聖カタリナ大学人間健康福祉学部

● 要約 ●

本稿の目的は、地域再生における社会的企業の固有性を社会的所有という視点から検討するものである。地域再生の議論を見てみると、既存の国家体制や市場から排除されている人たちのソーシャルインクルージョンを主要命題としている。そのため、地域住民が地域再生に関する取り組みへ参加できるようコミュニティ・エンパワメントが求められている。そのような中、地域再生政策の中で社会的企業の重要性が指摘されるようになってきているが、社会的企業は社会的目的に重点が置かれるあまり、地域民主主義に関する議論が十分になされていない。地域再生では地域民主主義を培うものであるために、地域住民が社会的企業の組織を所有するという社会的所有の考え方の重要性を指摘する。

● Key words : 地域再生, 社会的企業, 社会的所有, コミュニティ・エンパワメント

人間福祉学研究, 4 (1) : 21-28, 2011

1. はじめに

本稿の目的は、地域再生における社会的企業の固有性を社会的所有という視点から検討するものである。

近年、少子高齢化やグローバル化をはじめとした社会経済諸インパクトにより、政府や市場のみでは解決できない地域社会の諸問題が噴出している。そのような中、新たな公共の模索が行われており、その担い手の一部に社会的企業への注目が高まっている(坂本, 2009:8)。

この社会的企業に関する議論は、1990年代以降ヨーロッパ諸国で盛んに議論されている社会的排除への対応として、行われてきた。特に、イギリスにおいては地域再生政策の中で、社会的企業を政策的に位置づけたことから、注目が高まっている。イギリスにおける地域再生の議論を見てみ

ると、我が国の経済的再生を主要命題とする地域再生とは異なり、貧困や社会的排除といった、既存の国家体制や市場から排除されている人たちのソーシャルインクルージョンを主要命題としている。

社会的企業は、企業でありながらも純粋な市場の原理のみで活動するのではなく、地域社会の諸問題を解決することを主たる目的としながら、部分的に政府や市場、地域社会と関わりながら活動する組織であるところに特徴があり、既存の組織形態とは大きく異なっている。しかし、社会的企業については、未だ議論が混乱している。

我が国においても地域再生における社会的企業の役割に関する研究は行われている。代表的な研究としては、坂本(2009, 2010)や白石(2007)、橋本(2007)ひょうご震災記念21世紀研究機構・地域政策研究所(2007)などがあり、社会的企業

に関する理論やその取り組みの分析が行われている。しかし、現在の地域再生における社会的企業の研究動向の焦点は、理論的動向、組織の社会的目的やその組織の財・サービス提供のあり方などに当てられているが、組織そのものの所有のあり方については十分な議論がなされてきたとは言いがたい。本稿では、社会的企業という組織を誰が所有するのかという点に焦点を当て、分析を行いたい。

2. 地域再生における社会的企業の位置

本章では、地域再生における社会的企業の位置

づけについて、検討していきたい。

地域再生においては、衰退した地域を再生することが求められるが、単に経済的な側面や環境的な側面を再生するだけでなく、社会から排除される地域や個人々の生活が改善されるよう地域住民をエンパワメントし、地域の排除や貧困の状態を改善することが望まれる。そのため、地域再生は、参加や地域民主主義がキーワードとなる（山本, 2009）。すなわち、地域住民が主体的に自分たちの地域を創造していく力を付与すること、コミュニティ・エンパワメントが求められるのである。

イギリスの地域再生論で著名なテイラーに從うと、コミュニティ・エンパワメントには三段階の

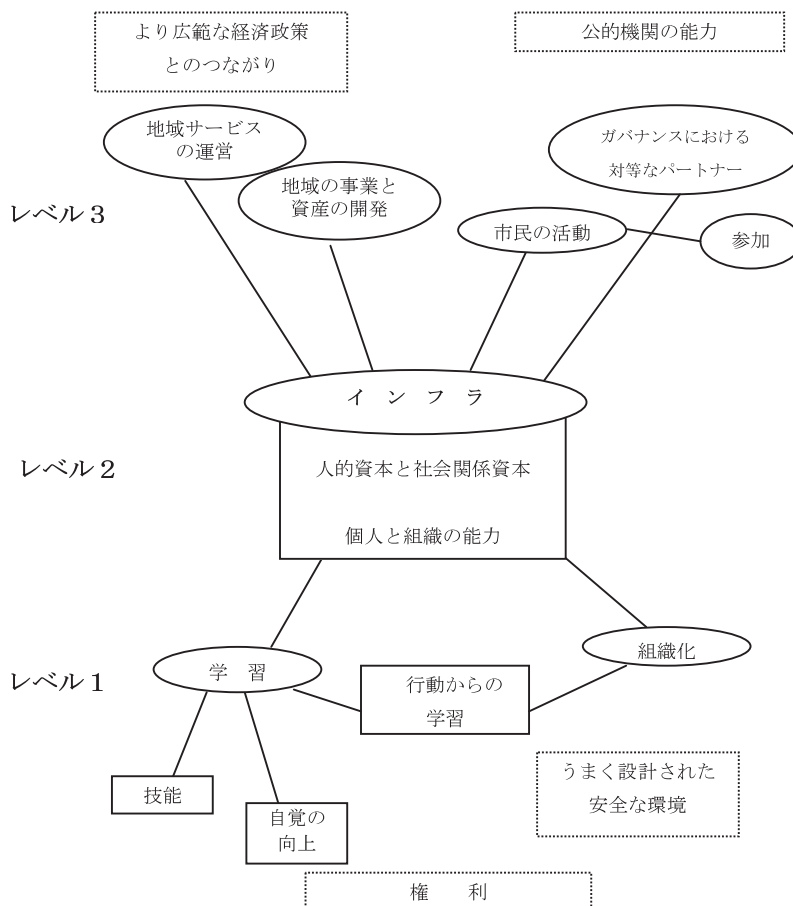


図1 コミュニティ・エンパワメントの3つのレベル

出典：Taylor, Marilyn (2003) 178より引用

レベルがある(図1)。レベル1では、個々人の知識や技術を高める段階であり、レベル2は、個々人がつながっていきながら、組織を形成していく段階である。そして、レベル3は、2種類あり、一方では公的機関に対して地域住民が働きかけを行ったり、参加する、いわゆる「ガバナンス」と呼ばれているものである。他方は、地域サービスを運営したり、地域の事業や資産を開発するという「経済政策への参加」である。

ガバナンスについて、公私多元的アクターによるパートナーシップや住民参加のあり方など幅広い議論がなされてきており、行政改革や市民活動の活性化などが求められている¹⁾。他方、社会的企業は、主として地域再生における「経済政策への参加」の方で期待が高まっている。

排除されている人たちが集中する地域(インナーシティや過疎地域など)では、地域サービスが不足するケースが多い。市場の原理では、需要と供給のアンバランスや、地域住民の所得の低さなどから、企業が参加することができず、また政府の原理においても、新公共管理の推進の流れを受け、公共サービスの民営化や外部化が進められたり、不採算部門の廃止が進められていることから、現在の公共サービスの拡充ができないことが多い。また、現代社会では、新しい貧困や虐待、自殺、精神疾患、要介護者の地域生活といった既存のサービス供給体制では解決できない問題が噴出している。その結果、市場のサービスや公共サービスから排除され、生活が成り立たなくなり、社会から孤立するのである。そのような地域では、雇用も十分には確保できないことも多い。そのため、社会的企業は、市場や政府が介入できない社会問題に対して新たな地域サービスを創造、運営したり、地域の事業や資産を開発するという側面において、活躍することが期待されている。

3. 社会的企業における社会的所有の意義

以上、社会的企業は、地域再生において、社会

的企業が「経済政策への参加」において重要な役割を果たすことを見てきた。

ここでは、社会的企業の社会的所有の意義を整理したい。いわゆる「企業」とは、自己の組織の利益の最大化を目的とする組織であり、財やサービスを顧客に提供することにより、その利益を高めている。その背景には、経済的利益を判断基準に投資を行う株主の利益を最大限に確保することが求められることがある。

しかし、「社会的企業」とは、その企業の前に「社会的」という用語がついている。この用語が「社会的企業」のあいまいさを助長しているといえる。社会的企業については、その定義や構成する要素なども論者により異なっている。Ridley-Duff & Bull (2011) は、社会的企業の「社会的」な側面の未理論化の状態を危惧しており、そのことが社会的企業の実践への影響もあるとしている(124)。

彼らは、社会的企業に関する議論を大きく二つの類型に分けており(表1)、ヨーロッパを中心とした議論とアメリカを中心とした議論があるとしている。ヨーロッパ型の社会的企業の議論は、社団的な性格を持った非営利組織による活動が中心であり、協同組合や地域住民の連帯や相互関係を重視しており、特に政策的な位置づけが明確であることが特徴的である。そのため、イギリスではコミュニティ利益会社(Community Interest Company)といった社会的企業のための法人格取得の制度を設置したり、社会的企業への補助金を創設したりしており、特に地域再生においてはその注目は顕著である。

他方アメリカ型の社会的企業の議論は、企業の経営者などの個人的な活動が主であり、非営利組織に特化したものではなく、あらゆるセクターの中で見ることができる。また、市場の原理が色濃く出ており、社会問題への対応が伝統的なフィランソロピー的要素が強い。そのため、イノベーションを重視しながら、市場的に社会問題へ対応する。

我が国の社会的企業の議論を見てみると、この

表1 社会的企業研究の比較

ヨーロッパ型社会的企業	アメリカ型社会的企業
集团的活動	個人的活動
社会問題への労働運動や政府の対応	社会問題への企業的（市場）の対応
社会関係資本や社会的資産の漸進的な構築	社会的な成果の迅速かつ効果的な達成
連帯や相互関係	勝者や変革への代理人
利害関係者の調整	首尾一貫したビジョン
民主主義 (ボトムアップ型のガバナンス)	フィランソロピー (トップダウン型のガバナンス)
社会的経済	全てのセクター

出典：Ridley-Duff & Bull (2011) 60より引用

両者が混在している感があるが、政策的な位置づけが未熟な我が国では、アメリカ型の社会的企業のように、市場的に社会問題へ対応する手法が目立っている感がある。ともあれ、双方の議論における社会的企業においても、市場内での利益の最大化が目的ではなく、社会問題の解決であることが見てとることができ、社会的企業の「社会的」とは、社会問題の解決、すなわち社会的目的であることが分かる。しかし、Ridley-Duff & Bull (2011) が指摘するように、社会的組織よりも社会的目的に焦点を当てることにより、民主主義の中核的特徴としての地位を失いつつある (122)。

繰り返しになるが地域再生におけるキーワードは参加や地域民主主義である。そのためには、上述したように、地域住民が地域再生に関する活動に参加できるように、コミュニティ・エンパワメントが不可欠となる。地域住民自身が地域の問題を自分たちで解決できるようにするためには、地域住民の参加、さらには地域住民の地域サービスや事業の所有は極めて重要となる。過去の先進各国の地域再生政策を振り返ってみると、雇用を生むための経済的再生を重視し、地域外からの企業活動や公共事業を誘致することを中心として行われてきた。現在においても例えば介護という社会問題に対して、大手チェーンの介護サービス事業者が参入していく事例も見られるが、いくら介護サービスが不足する地域に介護サービスが充実し

たとしても、地域の人の参加がなければ、地域民主主義は達成されない。社会的企業が「社会的」であるためには、単に社会問題に対してビジネス的な手法を用いて解決するだけでなく、地域住民がその社会的企業を所有することにより、地域民主主義を深めていくことが固有の意義となるのである。

本稿の対象とする地域再生は、貧困や社会的排除の問題であり、既存の国家体制や市場から排除されている人たちのソーシャルインクルージョンを目的としていることを考えると、さらに市場の原理や政府の原理を導入して解決を図ることが望ましいとはいえないのではないかと。そのようなことから、市場や政府から独立した社会的な所有の部分に大事にすべきであろう。

4. 事例検討—我が国の地域再生における社会的企業の取り組み—

以上、社会的企業における「社会的」の意味を検討してきた。本章では、我が国の地域再生、とりわけ過疎地域における社会的企業の取り組みを見ながら、社会的所有を実態的に検討していきたい。

4.1. 「住民自治されだに」の取り組み

愛媛県伊予市にある佐礼谷地区は、愛媛県の県

庁所在地から約20キロメートル離れた山間地に位置する集落である。かつては交通の要衝として栄えた地域であったが、戦後は一貫して過疎化が進み、戦後期には約2,000人いた人口が、2006年8月現在では789人、291世帯となっており、60歳以上人口も約50%まで上がっている（住民自治されだに、2009：6）。

2005年の伊予市との合併を機に、住民自治組織の模索が始まった。住民が自治組織の学習会を重ね、2008年に住民自治組織としての「住民自治されだに」（以下、「されだに」）を立ち上げた。この「されだに」は、月会費2,000円の全戸加入の組織であり、佐礼谷地区の住民により構成されている。「されだに」は、2009年に佐礼谷地域まちづくり計画「笑顔と情熱 新しい風吹く里 されだに～佐礼谷地域まちづくり計画～」を策定している（図2）。

「されだに」は地域サービスを提供するだけでなく、地域のサービスを守ってきた経緯がある。その代表的なものが「地域医療」である。集落唯

一の診療所が、財政難から2005年の合併を機に存続の危機に陥った。2006年2月24日に制定された「伊予市行政改革大綱」に基づき、当時国保直営の診療所であった佐礼谷診療所は、見直しの対象とされたのである。その後、「されだに」が市との協議の上、診療所が民営化され、医療法人わのわ会を新たに設立させ、医療を存続させている。地域と診療所が一体となって、地域の医療を守っているのである²⁾。

「されだに」のもう一つの特徴は、町おこしを目的とした「農産品のブランド化」である。佐礼谷は、高所では傾斜地を利用した野菜作りが盛んであり、またわき水の味には定評がある。現在「されだに」は法人格を取得していないが、今後は株式会社の設置が決定しており、地域の農業の活性化や買い物難民に対する移動販売、遊休農地の活用などを行い、地域の活性化を担うものである。この株式会社は、住民自治組織の「されだに」とは別に設置されるものであるが、「されだに」と両輪で運営されることとなっており、実質的には住

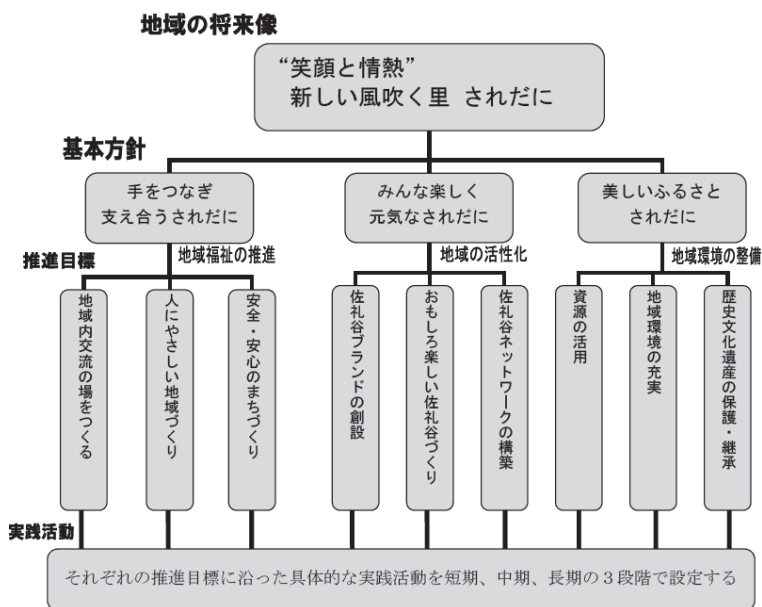


図2 佐礼谷地域まちづくり計画概念図

出典：住民自治されだに（2009）8より引用

民の所有といえる。

4.2. 「ときめきSS」の取り組み

岡山県真庭市にある目木地区は、約7割が65歳以上という高齢化が極めて進行した過疎地域である。この地区の唯一のガソリンスタンドは2009年3月に閉鎖している。中山間地域では、公共交通機関も少なく、自動車が主な交通手段となっていたり、冬季に石油を使用している人たちも少なくない。また、経済産業省は、100平方キロメートルあたりのガソリンスタンドが8以下の自治体を「石油製品の供給不安地域」（以下、GS過疎地）として補助制度を設けているなど、国家レベルで対応が求められている問題でもある。

目木地区では、ガソリンスタンドや農協の支所などの閉店により、ますます地域が廃れていくことを危惧し、地区の住民が株主となる株式会社を設置し、住民の手によりガソリンスタンド「ときめきSS」を開始した。約130戸から一口5万円の出資を受け、市の補助金130万円などをもとに、閉店から4ヶ月後に再開させている。地域密着を売りにしており、地域の高齢者宅への灯油の配達に応じたり、キャンペーンの際には近隣農家と協力したりと、地域との交流を積極的に行っている³⁾。

5. 考察

以上、「されだに」、「ときめきSS」の事例をも

とに、過疎地域の地域再生における社会的企業の活動を見てきた。本章では、それぞれの事例を組織の所有という事例から検討していきたい。

まず、「されだに」は、住民自治組織という形態をとり、全戸加入性により、地区の全住民が住民自治組織に会員として参加する形態をとっている。社会的所有という視点から見ると、地域住民が加入し、運営していることから、地域住民が所有しているといえる。この「会員制」は、対象となる地域住民全員が参加することが可能となるために、地域全体で組織を所有することが可能となる。しかし、全戸加入性は参加に強制感が残り、現代の都市部では実現性の低いモデルである。いわゆる中山間地ならではのモデルといえよう。

「ときめきSS」については、株式会社という形態をとり、地区の中で必要と判断した人たちが出資し、株主となる形態となっている。社会的所有という視点から見ると、地域住民が加入し、運営していることから、地域住民が所有しているといえる。もちろん、一般の会社などでも出資は行われるが、一般の会社との大きな違いは、その会社の利益性による出資の判断ではなく、その事業の必要性に対する出資である。この「出資制」は、地域住民が自己の判断に応じて自由に参加することが可能であるが、資金確保が安定しないというリスクもある（表2）。

双方の事例を見てみると、「会員制」と「出資制」ではそれぞれ住民の所有の理念が異なる。「会員制」は伝統的なNPO組織や地縁組織がとること

表2 「住民自治されだに」と「ときめきSS」との比較

	住民自治されだに	ときめきSS
組織形態	住民自治組織	株式会社
所有の形体	全戸会員制	出資制
構成員	地域住民全員	出資の希望者
構成員からの資金	会費	出資金
メリット	安定	自由な参加
デメリット	強制感	不安定

出典：筆者作成

の多い形態に近く、「出資制」は企業がとることの多い形態に近い。このように、利用している組織形態は大きく異なっているが、双方において共通している点は、地域住民が現在の地域の衰退に危機を感じ、地域を守っていくことの必要性を感じた上で参加し、その組織を所有している点である。そして、行政や企業が撤退した領域から、地域サービスの確保に成功しているのである。

これらの事例では、単にサービスを守っただけではなく、それ以上に地域全体の衰退傾向に歯止めをかけようとした住民の行動といえよう。現在、我が国のみならず先進各国において、都市部への一極集中が過度に進み、都市と地方、都市内部といった様々なところで生活基盤の地域間格差が拡大してきている。このような中、住民の所有する社会的企業により、地域の生活基盤を守っていくことが重要であろう。

さて、これらの事例をもとに、第1章で見たコミュニティ・エンパワメントについて検討してみたい。コミュニティ・エンパワメントでは、地域住民が主体的に自分たちの地域を創造していく力が求められているが、双方の事例において、レベル3の段階、すなわち「経済政策への参加」を達成している。これらは、個々の住民の思いが強く、個々人が地域としてまとまり、地域住民が地域サービスを運営する組織を所有することができ、社会的企業を通じて、地域住民が参加し、地域民主主義を深化させているといえよう。このように見てみると、社会的企業は、地域再生を実現するためには、地域住民による社会的所有が重要といえるのではないであろうか。

6. おわりに

本稿では、地域再生における社会的企業を所有形態から検討し、地域住民が共同で所有するという社会的所有が重要であることを指摘した。

社会的企業は確実に地域再生の分野においてその重要性を高めている。しかし、地域再生では、

コミュニティ・エンパワメントが重要であり、地域住民が地域サービスの運営に参加できるようになることも重要である。そのためにも、社会的企業は、単なるサービス提供主体であるだけでなく、それが地域民主主義を培うものでなければ、真の意味での地域再生には貢献できない。本稿の結論としては、地域住民が社会的企業を所有する形態ができるよう、組織の所有のあり方を今一度見直さなければならない。

最後に、双方の事例からも分かるように、我が国の社会的企業の課題は、政策的な未整備である。イギリスのコミュニティ利益会社のように、社会的企業を対象とした法人格の制度はなく、税制優遇の政策もない。そのため、結局のところ資金調達を十分に行うためには、株式会社化を選ばなければならないのである。NPOを対象とした特定非営利活動法人などもあるが、金融機関の認知度も低く、融資も十分に受けられない他、会員からの出資を募ることもできず、企業活動は難しい。今後は、我が国においても、社会的企業を支援する政策的枠組みは必要であろう。

注

- 1) 代表的研究としては、山本（2009）がある。
- 2) 詳細については、愛媛新聞2010年7月18日朝刊を参照。
- 3) 詳細については、山陽新聞2011年1月1日朝刊、朝日新聞2011年4月14日朝刊を参照。

参考文献

- 橋本理（2007）「コミュニティビジネス論の展開とその問題」『関西大学社会学部紀要』38(2), 5-42.
- ひょうご震災記念21世紀研究機構・地域政策研究所（2007）「自立型地域社会形成の構築に向けたコミュニティ政策に関する研究」
- 住民自治されだに（2009）「“笑顔と情熱”新しい風吹く里 されだに～佐礼谷地域まちづくり計画～」佐礼谷地域まちづくり計画編集委員会.
- Ridley-Duff, Roly & Bull, Mike (2011) *Understanding Social Enterprise*, SAGE.
- 坂本忠次（2009）「福祉社会における「新たな公共」への可能性—NPO, 福祉協同組合, 社会的企業—」

- 『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』12号, 1-10.
- 坂本忠次 (2010) 「我が国の社会的企業等に関する一考察」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』13号, 147-153.
- 白石克孝 (2007) 「中山間地域再生のための協働システムと社会的企業」『龍谷法学』39(4), 597-627.
- Taylor, Marilyn (2003) *Public Policy in the Community*, Palgrave.
- 山本隆 (2009) 『ローカル・ガバナンス—福祉政策と協治の戦略』ミネルヴァ書房.

The significance of social property and Social Enterprise in community regeneration

Kenji Iwamitsu

Faculty of Human Health and Welfare Services, St. Catherine University

This paper discusses a characteristic of Social Enterprise in community regeneration from the viewpoint of social property. The aim of community regeneration is social inclusion of the excluded from government policy and the market. Thus, community empowerment of local residents is needed. Furthermore, Social Enterprise is important in community regeneration. However, discussion is too narrowly focused on social aims to consider local democracy. As increasing local democracy in community regeneration is required, I point out the importance of social property by which local residents control the organization of Social Enterprise.

Key words: community regeneration, Social Enterprise, social property, community empowerment